

奈良県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
吉野郡川上村大字寺尾 三七三番の四地先から 吉野郡川上村大字人知 四六四番の四地先まで	前 A	八・三 八・三	二、二〇〇	西谷橋 L 四〇 m 高原道後橋 L 一三五 m 人知橋
	A	八・三 八・三	二、二〇〇	西谷橋 L 四〇 m 高原道後橋 L 一三五 m 人知橋

		後	
B			
一三・六	四・〇	八一・八	
二、八〇〇			
L 二二五 m	白屋橋 L 二八五 m	L 四九五 m	北塩谷橋 L 一五一・四 m 寺山トンネル L 二四八 m

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十三年九月三十日